

# 教育の自由はどこへ行く!?

七生養護学校事件が示すもの

平成**24**年**3**月**7**日(水)

午後**6**時**30**分から**8**時**40**分(開場:午後6時)

弁護士会館**3**階 **301**会議室

入場  
無料  
予約  
不要

このところ頻繁に、教育の自由やあり方に関する報道がなされ、思いを馳せる方も多いのではないのでしょうか?

今回は、七生養護学校で、障がいを持つ生徒の身に付くように工夫され実践されていた性教育「こころとからだの学習」を巡る問題をとおして、子どもの学ぶ自由や教員の教える自由は、憲法上どのように保障されているか、また、どうあるべきなのかを考えます。

## 第1部 報告

「(仮)七生養護学校事件弁護団事件・判決の報告」

報告者 七生養護学校事件弁護団弁護士

## 第2部 実践授業

「(仮)原告教員によるこころとからだの授業実践」

講師 原告教員

## 第3部

パネルディスカッション

「(仮)教育の自由はどこへ行く!？」

パネリスト 七生養護学校事件弁護団弁護士

市川 須美子 (獨協大学法学部教授)

成嶋 隆 (新潟大学法科大学院教授)

 東京弁護士会

問合せ: 東京弁護士会 人権課  
担当: 河村 03-3581-2205

